

承認第5号

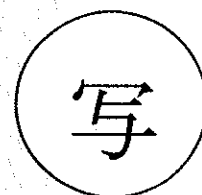
専決処分の承認を求めることについて（平成29年度基山町一般会計補正
予算（第5号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分
したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成29年11月6日提出

基山町長 松田 一也

平成29年11月6日原案承認



専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないので、別紙のとおり専決処分する。

平成29年10月4日

基山町長 松田 一也

(専決理由)

第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査の執行に伴い、一般会計の予算に補正が急務なため。

平成29年度基山町一般会計補正予算（第5号）

平成29年度基山町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,293千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,919,893千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
14 県支出金		461,856	9,293	471,149
	3 委託金	29,901	9,293	39,194
歳 入 合 計		6,910,600	9,293	6,919,893

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 総務費		1,590,049	10,175	1,600,224
	4 選挙費	320	10,175	10,495
14 予備費		14,892	△882	14,010
	1 予備費	14,892	△882	14,010
歳 出	合 計	6,910,600	9,293	6,919,893